

児童虐待事例のつくられかた

—— D. スミス「Kは精神病だ」の分析方法を基軸として ——

佐竹文子⁽¹⁾
上野加代子⁽²⁾
檜田美雄⁽³⁾

1. 目的

本論文は、カナダの社会学者ドロシー・スミスの「Kは精神病だ」(Smith, 1978=1987)の分析方法を基軸として、『人権と部落差別』(部落問題研究所, 2005)に掲載された「児童虐待を考える」(石田, 2005)において使用されている児童虐待事例の分析を試みようとするものである。

なぜ、読み手はこの事例を〈児童虐待事例〉として読むことが可能なのかを明らかにするという点に本研究の関心はある。

児童虐待事例がなぜ〈児童虐待事例〉なのかという問いは、トートロジーに思われるかもしれない。しかし、われわれは、児童虐待問題に携わる専門家ではないし、児童虐待事例の中の当事者や関係者でもないにもかかわらず、見聞きしたある行動を〈児童虐待〉だと同定することができる。

実際に起こったこととして書かれたテキストを、なぜ読み手は〈事実〉として解釈することができるのか。それは、そのテキストのなかの出来事が〈本当に〉起こったかどうかには関係がない。なぜなら読み手は、書かれている過去の出来事が本当かどうかを確認しようがないからだ。

そこで、スミスが明らかにした仕組み、あるテキストを精神病者のテキストとして読み手に読ませる仕組みと同様のものが、本論文で扱う児童虐待事例にもあると考えたのだ。つまり、どのようにして児童虐待事例が〈つくられている〉のかをテキストに内在する仕組み——書き手が児童虐待事例と

して書いた事例を〈児童虐待事例〉として読み手に読ませる装置——は何なのかということをはっきりとすることであきらかにすることが本研究の目的なのである。

2. 〈図と地〉の効果

エスノメソドロジーは、アメリカの社会学者ハロルド・ガーフィンケルによって創始された（浜，1998）。

ガーフィンケルが実施し、エスノメソドロジーを有名にした〈違背実験—breaching experiment⁽⁴⁾〉では、「成員たちが知覚する現実の状況は〈共に知られている〉背後の基盤が失われるや否や〔まったく無意味なもの〕に化してしまう」（山田，1998）ことが明らかにされている⁽⁵⁾。

本研究において示唆をうけたドロシー・スミスの代表論文⁽⁶⁾である「Kは精神病だ」では、〈共に知られている〉背後の期待を裏切ることなく読み進めるとKという精神病者をみてとれる一方で、背後の期待を裏切って読むとそのように読むことが困難になる仕組みがあることが発見されている。

その過程を以下で少し詳しく述べていってみよう。「Kは精神病だ」論文では、スミスの講義においてだされた課題に対して学生が提出したインタビュー報告が分析されている。このインタビューは「あなたはこれまでに精神病かもしれないと思った人はいますか」という質問から始められている。ついで、インタビューによって得られた回答を学生がまとめたテキストの中で、Kという女性が「精神病になりつつある者」として友人に同定され報告されている。この報告の中で、Kが「精神病になりつつある者」として語られるその「語り方」に注目することによって、このテキストを「精神病者のテキスト」として読み手が読み進める仕組みがスミスにより示されていくのだ。その仕組みとは、Kが他の成員とは全く異なる人として切り離される「切り離し手続き」や、あるいはK自身が自由に感情を示したり行動したりする自由が剥奪されている一方で、Kの友人たちは社会秩序の代表者として権威づけられているという「解釈の権威づけ」などである。（Smith, 1978=1987：

108-122)。これらの装置を明らかにすることによって、このテキストにおいていわゆるゲシュタルトの〈図-地〉効果を見て取れるようになるのである。

スマスによって示されたテキストにおける〈図-地〉効果が、精神病患者についてのテキスト以外に、児童虐待事例においても同様に確認することができるかと明らかにした研究があるので、先行研究の一つとして、その紹介をしよう。

野村と上野は、書き手ではなく読み手の解釈モードを用いて児童虐待事例に目を通せば、異なる解釈の仕方でも児童虐待事例を読むことが可能であることを示した。野村と上野は、児童虐待の〈深刻化〉を説得するために事例が用いられていることに注目し、サクセスストーリーとして語られていた事例を物語として分析している。「Kは精神病だ」の分析においてスマスが指摘したのと同様に、読み手が書き手にとってメッセージの肯定的な受け手としての役割を裏切った場合、書き手の意図するような事例の読み方に反して独自の読み方が選択可能であるということを明らかにしているのである(野村・上野, 2003)。

ある出来事や人物の行動がテキストにおいてどのように語られ、あるいは記述されているのかに注目する研究は、〈精神病〉や〈児童虐待〉のテキストを使用して行われた上記の分析以外にもいくつか研究されてはいる⁽⁷⁾が、本稿はその分析の精密さにおいて、従前の研究を上回ることを目指している。すなわち、本研究では、次節以下において、従前より精密な形で、〈児童虐待事例〉として書かれたテキストに関して、読み手がそのように解釈する仕組みとは何かを明らかにしようと思う。そして、そのプロセスにおいて、〈児童虐待事例〉とは違う事例として解釈可能である(けれどもその選択を困難にする仕組みも組み込まれている)ということをも示していくようにしたい、と考えている。

3. 児童虐待事例の分析

本節以下で取りあげる事例は、『人権と部落問題』（部落問題研究所，2005）において組まれた特集、「児童虐待を考える」中の児童虐待に関する記述である。具体的には、弁護士石田文三による「児童虐待防止等に関する法律の制定の意義と課題」と題された文章中で紹介されていたものである（石田，2005：8-9）。

この事例を本稿での分析に採用した最大の理由は、事例の中に〈虐待〉という言葉が一度も登場しないからである。〈虐待〉という明示的な言葉を使用せずにこの事例を〈児童虐待事例〉として、あるいは母親の行動を〈虐待〉として、読み手が解釈してしまう仕組みを明らかにしていきたい。

石田は2000（平成12）年に制定された「児童の虐待の防止等に関する法律（以下防止法）」の成立の前後を紹介し、防止法の意義と課題を考えることを目的として論を展開している。

石田の論文にこの児童虐待事例が登場するまでと以後を簡単に要約すると以下のとおりとなる。

防止法成立以前より石田は児童虐待問題に取り組むようになっており、児童相談所の代理人として、虐待をうけた子どもを保護するために、家庭裁判所への申し立てを行っていた。申し立てをした事例のほとんどがひどい身体的虐待が加えられたケースで、このような事例における子どもを親から保護することを当然と感じながらも、石田は、子どもを保護することばかりに気持ちは傾いていた、と当時の自分を振り返って述懐している（石田，2005：8）。そして、石田はこの（以下に述べる）児童虐待事例から、虐待をする親も孤立しており適切な支援があればひどい虐待をしなくてよかったのではないかと感じた」と記している。なお、事例紹介以後は防止法の何がどのように改正されたのかについて簡単に触れ、最終部を、相談業務従事者の相談・援助の技量の向上のためには、思い切った財源の投入が必要である、という提案で締めくくっている。

つまり、この事例は、論文の締めくくり部での提案である「適切な支援の

児童虐待事例のつくられかた

ために財源投入が必要である」という主張を支えるために、石田自身が子どもの保護ばかりではなく、親への適切な支援の必要性をも感じたという、そういう事例として位置づけられている。

石田自身が振り返りで述べていたように子どもの保護ばかりに気持ちが傾いていたという時期に、「虐待の結果、子どもを死亡させてしまったお母さんの刑事弁護を担当することになったのです」という前置きがあり、そのあとに事例が具体的に記述されていくことになる。

以下は、あとでの利用のために行番号を付した形での、事例の引用である。

(行番号以外原文そのまま)

- 01 この事件は、お母さんが三歳の一人息子(タダシ君)に包丁で切りつけたものでした。
- 02 警察でお母さんに面会すると、お母さんは顔色こそすぐれませんが顔立ちの整った理
- 03 知的な人で、話しぶりからタダシ君に対する愛情も感じられました。
- 04 ではなぜ殺してしまったのか。
- 05 タダシ君は生まれたときから低身長、低体重で、よその子よりも歩くのが遅れていま
- 06 した。
- 07 そのため一歳半検診のときに、保健師さんから、「息子さんには障害があるかもしれ
- 08 ませんよ。きちんとした検査を受けてもらわないといけません。」と言われました。
- 09 これに対して、お母さんは、「息子は障害者じゃありません。」と強く反発しました。
- 10 そしてなんとか自分の手でタダシ君を歩かせようと、毎日毎日、歩行訓練をさせたの
- 11 です。
- 12 しかしなかなか思うようにいかず、つい腹が立ってタダシ君を叩いてしまいました。
- 13 夫にも相談するのですが、夫は毎日仕事に追われていて、家庭のことは無関心で、生
- 14 返事が返ってくるばかりでした。
- 15 その後、ほかの子に比べて遅れてはいましたが、ようやくタダシ君も歩けるようにな
- 16 りました。
- 17 タダシ君が歩けたのを見て、お母さんは「本当にうれしかったです。ほら、うちの子
- 18 はどことも悪くないとみんなに見せたいような気持ちでした。」と裁判で述べていました
- 19 ところがタダシ君は、ようやく歩けるようになったものの、異常な食欲を示し、冷蔵
- 20 庫にある物を手当たり次第に食べるようになりました。
- 21 裁判所の鑑定人は、親の愛情が不足した子どもは、口唇の満足を求めて異常な食欲を
- 22 見せることがあると分析していましたが、お母さんから厳しい訓練を受けてタダシ君
- 23 は愛情に飢えていたのだらうと思います。
- 24 鑑定人の話を聞いたお母さんは、「タダシを叩くのではなく抱きしめてやればよかつ

25 たんですね。」と涙をこぼしていました。
26 しかし現実には体罰がエスカレートし、近所の人から児童相談所に通報がありました。
27 家にやって来た児童相談所の職員から、「お母さん、すこしタダシ君を叩きすぎてい
28 ませんか。」と言われ、「私のしつけに口を出さないで!」と追い返してしまいました。
29 タダシ君が三歳になったころ、お父さんの会社が倒産してしまったうえに、サラ金か
30 らかなりの借金をしていることもわかり、日々の生活のめども立たなくなってしま
31 いました。
32 お母さんは、借金取りに追い回され、お金のやりくりにも気も狂わんばかりでした。
33 そんなある日、タダシ君が残してあった焼き飯をこっそり食べてしまいました。
34 「どうしてこんなに卑しいことをするの?!」とお母さんは逆上し、台所から包丁を
35 持ってきて、「悪いことをした手はこれか?」と言いながら、タダシ君の手に包丁を
36 当てました。
37 少し切れて血が出ました。
38 血を見てタダシ君は、「ごめんなちゃい、ごめんなちゃい。」と泣きながら身をよじり、
39 逃げようとしていました。
40 お母さんにはそれが自分への反抗のように見え、ますます逆上してしまったのです。
41 気が付くと、あたり一面に血が流れ、タダシ君は血の海の中にぐったり横たわってい
42 ました。
43 あわてて救急車を呼びましたが、病院に着いたときには既に亡くなっていたのです。
44 死因は急性ショックによる心臓麻痺ということで、母親に包丁で切りつけられたショ
45 ックがよほど大きかったものと思われま

4. 児童虐待事例の構成

分析に入る前に（繰り返しになるが）、我々の問題を確認しておこう。この事例のなかにおいて、母親による子どもへの行動は一度も〈虐待〉であるとは述べられていない。それであるにもかかわらず、この事例を〈児童虐待事例〉として解釈することができるのはなぜなのか。あるいは、この問題を別の表現で述べるならば、この母親が〈虐待〉という逸脱行動をとっているとして読み手が事例をとらえることが可能となる仕組みは何なのか。これが、問うべき問題であった。以下、それを明らかにしていきたい。

4-1 予備的な読み方の指示

この事例がはじまる直前には「虐待の結果、子どもを死亡させてしまったお母さんの刑事弁護を担当することになった」（石田，2005：8）との一文が記されている。

これは、この事例に入る前の前振りであり、この一文において読者への読み方の指示が示されている。つまり、以下の事例を〔母親が〈虐待〉した結果、子どもを〈死亡〉させた事例〕として読み、という指示である。この指示があることによって、これ以降の事例のなかに出てくる母親から子どもへの行動や発言は〈虐待〉に関わるものとして読む態度を読者に採用させることとなっているといえることができるだろう。

そして03まで読み進めてみると、そこでは、理知的で子どもへの愛情も感じさせる母親が示されており、直前の指示と合わせて理解することによって、最終的にわが子を殺すことになるという母親像とのギャップが暗示される構造になっている。すなわち、以後（なんらかの理由で）、変容する母親が登場するであろうという予期が成り立つように事例は組み立てられており、そのような予期に基づいて読み進めること（母親の変容に関する原因に注意して読み）が促されているといえよう。

4-2 事実目撃者

スマスが明らかにしたように、Kについての報告を読み進めていく中で、Kが精神病になりつつあることを、一人のみならず、徐々に周りのものの多くが認めるようになっていくという規則がある（Smith, 1978=1987：112-116）。

事実目撃者は、〔Kは精神病になりつつある〕という〈事実〉を目撃した者として一人ずつ輪に加わり証言していく時の参加者のことである。スマスの論文同様に、この児童虐待事例でも〔母親の行動は変だ、児童虐待だ〕という〈事実〉を構成するための目撃者が、事例を読み進めていくなかで増えていくという仕組みが確認できる。

まず07で保健師との接触がある。そこでは子どもに障害があるかどうかき

ちんとした検査を受けて調べるようにという保健師の助言に、09において母親が『『息子は障害者じゃありません』と強く『反発』』したと紹介されている。この母親の「反発」という態度を紹介することにより、読み手が通常持つであろうと期待される規範「普通なら保健師の助言に従う」と比べさせ、反発する母親の行動を変だと捉えさせる効果があるように思われる。

その後、26では近所の人が見守りに通所したことを紹介している。新たな事実目撃者である。

また27では通報をうけて児童相談所の職員が母親と接触している。児童相談所の職員も27-28において「お母さん、すこしタダシ君を叩きすぎではありませんか」と注意を促しており、母親の行動に変容を求めるひとりとして立ち現れている。ここでも保健師のときと同様に28で「私のしつけに口を出さないで！」と追い返している母親の行動を取り上げることで、児童相談所の職員に従わなかった母親が描かれる。そして「普通は職員の助言に従う」という規範と照らしあわされることになる。あるいは、少なくともこのケースにおいては、母親がよき理解者に出会って、自分の精神的負担を軽くすることに成功して、そして、楽な気持で育児に従事できるような環境が培われてはいなかった、ということが示唆されている。

なお、先述の「普通はAである」という規範は、〈自明なるもの〉として〈常識の世界〉を作りだしている⁽⁸⁾。この事例では、母親が保健師の助言に「反発した」、あるいは児童相談所の職員を「追い返した」というような「コンフリクト」系の表現がなされることによって、その潜在的な意味（すなわち、なにかしら対立や逸脱に相当するものがあったこと）を読み手が補完するよう読み手は期待されているといえる。つまり、保健師に「反発した」や児童相談所の職員を「追い返した」という記述を目にした読み手は、具体的なコンフリクトの原因は記されていないけれども、根拠ある形でコンフリクトがあったことを、率先して想定し、そうして母親の行動が社会的に十分許容されたものでない形で持続していたことを確認するよう、かなり複雑な作業の果てに、促されているのである。

また野村、上野が指摘するように「専門家である援助者〔保健師、児童相

談所の職員]とクライアント〔母親〕との関係について強固な推論がここに埋め込まれている〔〔 〕内は筆者〕(野村・上野, 2003:98)ということも指摘できるかもしれない。

つまり、この母親は〔社会的に無力〕であり〔(この母親の)利益については専門家がよく知っている〕という推論の元で読め、という指示が埋め込まれているとも解釈できるのである。

4-3 対立した母親像

この事例のなかでは、対立する母親像が何度か語られている。

例えば、01の「お母さんが三歳の一人息子(タダシ君)に包丁で切りつけた」という児童虐待整合的な母親像とは違って、02-03では「顔立ちの整った理知的な人で、話しぶりからタダシ君に対する愛情も感じられました」というような、子どもへの愛情ある正常な母親(つまり児童虐待整合的とはいにくい母親像)がコントラストある形で描かれている。

他にも、24-25では「鑑定人の話を聞いたお母さんは、『タダシを叩くのではなく抱きしめてやればよかったんですね』と涙をこぼしていました」という反省や後悔をうかがわせる母親の様子も紹介されており、ここにも一見「児童虐待に不整合な母親像」が見て取れる。

この対立する母親像を事例の中に配置しつつ説明することで得られる効果を〈中立性レトリック〉および〈防止可能レトリック〉という2つの観点から明らかにしていきたい。

① 中立性レトリック

この児童虐待事例がリアリティを持つ仕組み、すなわち、それが〈事実〉として読み手に説得力をもって理解される仕組みを、以下のような「中立性レトリック」という観点での分析から、見出すことができるだろう。

つまり、この「中立性レトリック」の存在によって、この母親に実際に面会した語り手である石田の話にたいして、われわれ読み手が抱く不信の一部が、あらかじめ排除されているようなのである。もちろん、石田には「当事

者に現実に接していた」という有利さがある。つまり「読み手／聞き手はいつも『あなたはそこにいなかったのに、いったい何がわかるというの』という挑戦に無防備なのだ」(Smith, 1978=1987: 110)とスミスがいうように、間接的状況理解者は、直接的状況理解者に比べて不利である。しかし、石田が母親に面会しているからという理由だけでは、読み手は、事例の信憑性を保証されたとは思わないだろう。直接的状況理解者がバイアスなしに情報を伝達してきているという信頼が伴って初めて、読み手は、書き手のことを信用するのである。そこにこの「中立性レトリック」の意味がある。

事例のなかに[AでもあるがA'でもある(A \Leftrightarrow A')]という対立するAとA'の配置を据えておくこと。これは、石田がこの母親を、悪者とも悪者でないともどちらとも捉えていない中立的な立場をまずは状況の分析者として採っていることを示すレトリックである、としてみることができる。このように〈児童虐待〉という逸脱行動をとった母親を、「よくない母親だ」という一方向からのみ捉えるのではなく、中立的に見ることができている者の語る話である(と見せる)からこそ、この事例を読み手は、〈事実〉として信用することができるのである。

なお、中立的にこの母親を見ることのできる石田からみても、この事例は、最終的にはやはり児童虐待の事例としてみなすことができる、という話になっていることは更に別の効果をももたらしているようである。

石田が母親に出会ったときの母親の印象が03からにおいて「理知的である」とか「(子どもへの)愛情が感じられる」と記述されていることにより、[この母親は児童虐待など、じつはしていないのではないか]という別の解釈が引き出される可能性(期待)が存在することになる。しかし、この期待が端的に裏切られる形でその後、無理矢理歩行訓練をさせる母親や、子どもを切りつけるといったわが子を虐待する母親が登場するのである。

このように中立性レトリックにより母親の行動を一度「〈児童虐待をする母〉－〈児童虐待をしない母〉」の解釈軸上にひき付けておき、そのような形で他へ解釈することを妨げておくことで、この事例は最終的に〈児童虐待事例〉としか解釈できないようになっている。その解釈を支える推論構造を

読者に促す作りに石田の文章はなっているのではないだろうか。逆の印象を与えることが、ひるがえって、徹頭徹尾「虐待」に関わってテキストを読ませる〈補助線〉になっているようなのである。

② 防止可能レトリック

児童虐待問題を解決する方法を模索する背景には、そもそも「児童虐待は防ぐことができる」と、人々が考えていなければならない。防ぐことができない問題を、だれも問題解決しようとは思わないからだ（例えば、大雨が降ったときに被害を軽減することは、対処として話題になるけれども、そもそも大雨を降らさないようにすることは、冗談でしか話題にならない。防ぐことができないと信じられているからだ）⁹⁾。つまり、〈児童虐待〉が解決可能なく社会問題〉として同定されていなければ、それは「問題」にならない。

本論文で扱っている、この児童虐待事例の母親とタダシ君の間で起こった出来事も、この観点から分析していくことができる。すなわち、解決可能な社会問題としての質を持っているのである。つまり、そのような形で、児童虐待事例であると読み手に認識させるための工夫がなされているのである。

例えば、最初から極悪非道で異常な母親が子どもを殺してしまったという事例を紹介しても、そのことを通して、これからの児童虐待問題への取り組みに生かす方法を模索したと、提示することは難しい。防げたかもしれないと読み手に思わせるように事例を書くからこそ、事例を紹介する価値があると読ませることができるのである。

つまり、[(A) 子どもを切りつけた⇔ (A') 理知的、子どもへの愛情あり] や [(A) 子どもを叩く⇔ (A') 子どもを抱きしめる] というように、(A) のような行動をとる母親の一面だけではなく (A') のような母親のもう一つの側面をも、事例の中に上手に配置することで、適切な介入があればこの家族を救うことができたのではないかという印象を読み手に与えることができるのである。

4-5 他事例への解釈可能性

スミスが「Kは精神病だ」において、はじめは精神病になりつつあるもの

の報告として読んだテキストを、もはやそのように読むことが難しくなるという可能性を発見したように、本事例においても、これを〈児童虐待事例〉以外に読み直す可能性を発見することは、できるのだろうか。

以下では、この事例を〈児童虐待死の事例〉ではなく、もう一つの読み方として、〈事故死の事例〉として読むことができるのではないかという見通しのもとで、その可能性を示していきたいと思う。

ここで注目したいのは44-45の「死因は急性ショックによる心臓麻痺ということで、母親に包丁で切りつけられたショックがよほど大きかったものと思われます」という記述である。

そもそも医学的にいう〈ショック〉を引き起こす原因は様々にある¹⁰⁹。しかし、石田が「思われます」と記述している内容は、そのような複数の可能性（敗血症、出血性ショック等々）を平等には扱っていない。いわゆる「心理的ショック」「精神的ショック」への強い示唆があるように読めるのである。たしかに石田は、急性ショックによる心臓麻痺の原因を断定的に「精神的ショック」であるとは書いてはいない。けれども、「心理的ショック」への強い示唆がなされていることは、つぎのように考えれば容易に読み取れる。石田は、タダシ君の死因を結局のところ「母親に包丁で切りつけられたショック」と結びつけて書いており、そこでは、〈母親〉と〈子供〉という二つのカテゴリーが、「心理的愛着関係」持っているだろうことが、当然のこととして前提にされている。そして、このことが、母親に対するある〈救済〉として、働いていることに我々は注目しなければならないだろう。この点を、すこしゆっくりと確認していってみよう。

つまり、母親からの切りつけという、一見、愛情を裏切る行動にショックを受けたことが原因であると主張すること、そして、その裏切りがタダシ君の死の原因の一部であると認定することは、むしろ、母親の愛情が普段の生活でタダシ君に注がれていた（あるいはその愛情を普段の生活でタダシ君自身が感じる事ができた）ことの認定でもあると解釈することができるのではないか、ということである。そもそも日常的に愛情を感じている体験がなければ、裏切られるという体験は発生し得ないからだ。

この点を確認したうえで40の「お母さんはそれが自分への反抗のように見え、ますます逆上していった」という文をみしてみる。すると、母親が子どもの行動を愛に基づいて、少なくとも、心理的結びつきがある存在者同士であることの認識に基づいて、〈誤認〉したと説明されていることが分かる。つまり、母親は[子どもへの愛情を日常的に持っていたが、それゆえの〈誤認〉によって、切りつけざるを得なくなり、また、子供の側も、愛の日常性によって、ショックを受けて、結果として子供が死んでしまった]という解釈が可能となるように記述されているのである。取りようによっては、この母親の引き起こした〈事件〉は、誤認という〈過失〉と、子供の心理的脆弱さによって引き起こされた〈事故〉ということになるが、その背景に〈愛〉が貼り付くことによって、単純な〈事故〉ではなく、愛によって生じてしまった〈事故〉とされるのである。つまりある種の必然性に基づいた〈事故〉と解釈されるようにケースが作られているのである。

そもそも〈事故〉とは純粹には、故意によって引き起こされたものは含まず、偶然や不注意などで起こった事象を指す。ならば、〈誤認〉により切りつけてしまった母親の行動によって死亡したタダシ君の死は、〈事故死〉として解釈することも可能なはずである。

41の「血の海の中にぐったり横たわっていた」という記述からは、タダシ君の〈ショック〉が出血による循環血液量減少性ショックである可能性もあると考えられる。しかし、石田は、先にみたように、タダシ君のショック死を医学的という〈ショック〉ではなく、一般的にいう心理的な衝撃をさす〈ショック〉と結びつけて記述している。そして、その結びつけは我々にはまったく不自然に見えない。このことから明らかになるのは、このテキストが石田を含む我々が「妥当かつ当然あり得る」と考えるところの、あるものの見方により〈つくられている〉ということである。

形式的にいえば、この事例は事故死の事例として解釈可能であるにもかかわらず、〈児童虐待事例〉として〈つくられ〉ている。そして、その〈つくられている姿〉が、我々に当たり前に入れられ可能で、理解可能であるということから、我々は我々の世界に対する構えを知ることができるのである。

つまり、単なる事故というより、〈愛〉にもとづく、ある〈悲劇〉として事例を読むことが適切であるような事例がこの世にはたくさんあり、「児童虐待」事例もそのようなものの一つであると我々が世界を認識していることを知ることができるのである。

5. まとめ

本研究では、スミスの「Kは精神病だ」の分析方法を基軸として〈児童虐待事例〉を分析した。そのことで、どのようにある母親の行動が記述され、そして事例が〈つくられる〉のかということに注目してきた。本文部分では、ここで分析した事例を〈児童虐待事例〉として読み手が読むことにかかわる、事例を解釈可能にする五つの仕組みを明らかにした。

まずひとつ目は、事例がはじまる前の前振りにおいて、この事例をどのように読むのかを読み手に指示する仕組みである。これを4-1項で確認した。また、二つ目には事例を読み進めるうちに事実目撃者が加わっていくという記述方法により、この母親がわが子を虐待する者として事実目撃者に証言され、そして切り離されていく仕組みである。これを4-2項で確認した。さらに、ギャップのある母親像を事例のなかに配置することで二つの仕組みを浮かび上がらせた。そのひとつが、「中立性レトリック」である。直接関与者の中立性が、〈事実〉を〈事実〉たらしめていた。これが三つ目の仕組みである。もうひとつの仕組みは、「防止可能レトリック」である。防止可能であることの提示が、人間世界にその事柄の探究を必要とさせる原理とされているようなのであった。また、読み手に児童虐待とは別の解釈枠組みでは理解させないようにする観点からも「防止可能レトリック」に注目が必要であることを主張した。最後に五つ目の仕組みとして、この事例を〈児童虐待事例〉ではなく〈事故死の事例〉として解釈可能であることの含意にも触れた。〈家族愛〉にかかわって読むのであれば、この事例はただの「事故」である。しかし、「事故」性のなかに、〈家族愛〉が埋め込まれているため(子供が精神性ショックを感じたことは、事故である根拠になると同時に、それ

が単なる事故ではない、という根拠にもなっている)、「事故」という読みが表立っては困難になっているのである。

以上のように、〈児童虐待〉が本当に〈ある〉のかどうかということではなく、事例におけるその〈記述のされ方〉に注目することによって、一人の母親の行動が〈児童虐待〉であると同定される仕組みを明らかにしてきた。書き手の意図を裏切って読み手が事例を読んだ場合、もはや事例の読み方は変更されざるを得ないのであるが、そのような読みが困難であるからこそ、このような「記述」が成立している、ともいえるのである。

さて、本研究ではスミスと同じ関心をもって¹⁾〈児童虐待〉事例を分析することにより、単なる〈児童虐待〉の事例研究としてではなく、人々がどのような解釈枠組みを用いてある事例や人々を判断しているのかということを示すことができたと思う。

つまり、親と子は〈愛情ある関係〉を保つべきであるということや、専門家にクライアントは反発するべきではないという規範を、事例を読む際に読み手が共有していることを、おそらく書き手は期待しているのである。しかし、その期待は我々にとって特別妙な期待ではない、ということもまた事実なのであった。つまりは、本研究での分析を通して、おそらくは、ある事例が〈かたられている〉・〈つくられている〉ということの背景には、書き手の意図通りに読み手が読み進めるよう書き手が期待しているということだけではなく、読み手もまたその期待にそった読み方を採用しているという事実があること、そのような相互的な組合せのもとで、事例が〈つくられて〉いるのだ、ということがわかったのである。

【注】

- (1) 佐竹文子は、徳島大学大学院人間・自然環境研究科人間環境専攻 [メールアドレス：fk06132001@yahoo.co.jp]
- (2) 上野加代子は、徳島大学総合科学部人間社会学科教員 [メールアドレス：ueno@ias.tokushima-u.ac.jp]
- (3) 樫田美雄は、徳島大学総合科学部人間社会学科教員 [メールアドレス：kashida@ias.tokushima-u.ac.jp]

- (4) 違背実験とはたとえば、ガーフィンケルが、学生たちにさせた以下のような実験である。すなわち、友人との会話において当たり前となっている言葉の意味について説明するように求めたり、また鼻がくっつくほどの近距離で話をさせるといったような、期待に背いたり、あるいは規則を破ったりする実験である。この実験で彼は「『見られてはいるがしかし気づかれずに』日常的な場面の背後にあると期待されている特徴についての考察」(Garfinkel, 1964=1989:34)を行わせた。
- (5) こうした背後期待は破ることが可能であり、実際に多くの場面で破られる。そして、「背後期待が破られても、道徳的秩序を何らかの仕方で調整することによって相互行為を継続することができた」(山田, 1998)。
- (6) 日本語に翻訳されているスミスの論文には「Kは精神病だ」以外に「女性のための社会学」(Smith, 1979=1987)がある。
- (7) たとえば江原(1992)は、週刊誌におけるセクシャルハラスメントの記事に注目し、その記事において女性〈性〉がどのように語られ記述されているのかを考察している。
- (8) 好井によれば、ボルナーとジンマーマンは1970年の論文「現象としての日常世界」において、「私たちが普段くあたりまえに生活している世界それ自体にいかにも深く埋め込まれ、それに依拠してしまっているのか、を指摘する。そのうえで、私たちがほとんど無反省的につくりあげている〈常識の世界〉をそれ自体、社会学的探求の対象にすることを主張」(好井, 1998:45)している。
- (9) ジョセフ・ガスフィールドは概略、以下のように述べている。
人間の努力によって解決できなさそうなことは社会問題としては認識されにくい。個人の実存にとってどんなに重大事であっても人間が死すべき存在であることや不治の病などの事象は社会問題になりにくい。ある事象を解決すべき重要な問題とする人びとの感性は、その事象をとりまく全般的な状況のよさや、努力しだいでなんとか解決できるだろうという改善可能性の見通しと連係している場合が少なくない (Gusfield, 1989)。
- (10) 医学的という〈ショック〉とは、通常日本語とは異なり、末梢循環不全を指すようである。

ショックの分類としては、1. 出血性・急性脱水などによる循環血液量減少性ショック、2. うっ血性心不全・不整脈・心筋梗塞・心タンポナーデなどの際の心原性ショック、3. 脊髄麻酔・四肢麻酔などの際に起こる血管原性(血管運動失調性)ショック、神経原性ショック、4. 発現機序に複雑な要因の関連する敗血性ショック(細菌性ショック)の四つに主に分類されるようである(『医学大辞典』南山堂, 1994:934)。

- (11) スミスの議論について理解を深めることができたのは、D. スミスを扱った日本で初めての博士論文執筆者であると思われる上谷香陽氏（立教大学）に（上谷2004, 2005）をベースとした徳島でのご講演を、2005年7月12日にして頂いたおかげである。記して感謝する。

【引用・参考文献】

- Coulon, Alain & Jack Katz, 1995, *Ethnomethodology, Qualitative Research Method*, Sage Publications (=1996, 山田富秋・水川喜文訳『入門エスノメソドロロジー——私たちはみな実践的社会学者である』せりか書房)。
- 江原由美子, 1992, 「セクシャルハラスメントのエスノメソドロロジー——週刊誌にみる“解釈の政治学”」好井裕明編『エスノメソドロロジーの現実——せめぎあうく生とく常』世界思想社, 111-150。
- Garfinkel, Harold, 1964, “Studies of the Routine Grounds of Everyday Activities”, *Social Problems*, 11(3): 225-250 (=1989, 「日常活動の基盤——当り前を見る」北澤裕・西坂仰訳『日常の解剖学——知と会話——』マルジュ社, 31-92)。
- Gusfield, Joseph R, 1989, “Constructing the Ownership of Social Problems: Fun and Profit in the Welfare State”, *Social Problems*, 36(5): 431-441。
- 浜日出夫, 1998 「エスノメソドロロジーの原風景——ガーフィンケルの短編小説『カラートラブル』——」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロロジーの想像力』せりか書房, 30-43。
- 石田文三, 2005, 「児童虐待防止法制定の意義と課題」『人権と部落問題』2 (727), 部落問題研究所, 6-14。
- 野村知二・上野加代子, 2003, 「児童虐待“事例”」上野加代子・野村知二『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族——』世界思想社, 77-101。
- Smith, Dorothy E, 1974, “The Social Construction of a Documentary Reality”, *Sociological Inquiry*, 44(4): 257-268。
- Smith, Dorothy E, 1978, “K’is Mentally Ill: The Anatomy of Factual Account”, *Sociology*, 12(1), 230-53 (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳「Kは精神病だ——事実報告のアナトミー」『エスノメソドロロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 81-153)。
- Smith, Dorothy E, 1979, “A Sociology for Women”, Sherman, Julia A. & Evelyn Torton Beck eds., *The Prism of Sex: Essays in the Sociology of Knowledge*, Madison Wisconsin: University of Wisconsin Press: 135-187 (=1987, 田中和子編訳「女性のための社会学」『性のプリズム』勁草書房, 179-270)。
- Smith, Dorothy E, 1999, *Writing the Social: Critique, Theory, and Investigations*, Univer-

sity of Toronto Press.

上野加代子, 1996,『児童虐待の社会学』世界思想社。

上谷香陽, 2004,『ドロシー・スミスの「フェミニスト社会学」——性別の捉え方・論じ方の形式をめぐって——』お茶の水女子大学博士学位論文。

上谷香陽, 2005,『「女性の観点 (woman's standpoint)」とリアリティのヴァージョン——D. スミスの社会学をめぐって——』第78回日本社会学会大会一般研究報告レジュメ (ミメオ)。

好井裕明編, 1992,『エスノメソドロジーの現実——せめぎあう〈生〉と〈常〉——』世界思想社。

好井裕明, 1998,「初期エスノメソドロジーの衝撃力」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房, 44-55。

山田富秋・好井裕明, 1991,「エスノメソドロジーの冒険」山田富秋・好井裕明『排除と差別のエスノメソドロジー——[いま—ここ]の権力作用を解説する——』新曜社, 31-49。

山田富秋, 1998,「エスノメソドロジーの現在」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房, 72-87。

(2006年9月29日受理)